

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きは、その翌日)

鳥取県告示第七百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◇告 示 保険医等の登録
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
もの
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる
保安林の指定の解除

解除予定の保安林

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会
の委員の選挙の期日の決定

建築基準法による災害危険区域の指定

収入証紙の小売りさばき人の廃止

◆公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐々木 信之	鳥医第一、九七二号	昭和五十年八月十六日
石川 重二郎	" 第一、九七三号	"
池畠 孝次郎	" 第一、九七四号	"
高尾 公子	" 第一、九七五号	"
佐々木 清博	" 第一、九七六号	"
渡辺 優	" 第一、九七七号	"
佐々木 寿昭	" 第一、九七八号	"
荻野 隆一	" 第一、九七九号	"

水 康 子							
谷 口 敏 雄	" 第一、九八〇号	" 第一、九八一號	" 第一、九八二號	" 第一、九八三號	" 第一、九八四號	" 第一、九八五號	" 第一、九八六號
北 村 久 雄	"	"	"	"	"	"	"
中 家 康 博	"	"	"	"	"	"	"
井 上 公 明	"	"	"	"	"	"	"
鈴 木 健 男	"	"	"	"	"	"	"
馬 浩 和 英	鳥取第三二八号	"	"	"	"	"	"
山 田 恭 平	" 第三二九号	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第七百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥取第三二六号	西 本 悅 子	昭和五十年八月十二日
" 第三二七号	島 田 一 郎	"
" 第三二八号	馬 浩 和 英	"
" 第三二九号	山 田 恭 平	"
鳥取第一、九七二号	佐 々 木 信 之	"
" 第一、九七三号	石 川 重 二 郎	"
" 第一、九七四号	"	"

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町山田八二七	広島県	昭和五十年八月五日

" 第一、九七五号	高尾公子	昭和五十年九月二日
" 第一、九七六号	佐々木清博	鳥取県知事 平林鴻三
" 第一、九七七号	渡辺優	(一) 解除に係る保安林の所在場所
" 第一、九七八号	佐々木寿昭	(二) 保安林として指定された目的
" 第一、九七九号	荻野隆一	(三) 飛砂の防備
" 第一、九八〇号	水谷康子	(四) 解除の理由
" 第一、九八一号	谷口敏雄	国立公園事業用地とするため
" 第一、九八二号	第一、九八三号	(五) 解除に係る保安林の所在場所
" 第一、九八四号	清水友収	岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)
" 第一、九八五号	北村久雄	(六) 保安林として指定された目的
" 第一、九八六号	中家康博	(七) 飛砂の防備
	"	(八) 解除の理由
		1. 国立公園事業用地とするため 2. 飞砂の防備 3. 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに鳥取市役所及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年九月二日
鳥取県知事 平林鴻三

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第七百五十九号
昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十九号
昭和五十年九月二日

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて総覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十九号
昭和五十年九月二日

一 解除予定に係る保安林の所在場所
　　日野郡日南町上萩山字新田山四八六の九五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
　　水源のかん養

三 林道用地とするため
　　解除の理由

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて総覧に供する。）

鳥取市吉成字東井手越シ
開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 開発許可の年月日及び番号
　　昭和五十年三月十四日 鳥取県指令受都計第四百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称
　　鳥取市末広温泉町三〇五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
　　株式会社 相互信販
　　取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第七百六十一号
昭和五十年九月二日

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日を昭和五十年十二月七日と定めた。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十一号
昭和五十年九月二日

鳥取県告示第七百六十号
昭和五十年九月二日

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二一条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。
　　その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び福部村役場において一般の総覧に供する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域
岩美郡福部村大字岩戸字田の尻	一一ノ四、一二三、一二四、
二四ノ九、一二四ノ三、一二四内四、一二四ノ八、二四ノ一、	二四ノ二、一二四ノ七、五三六、五三七、五三八、五三九、五
二八、五二八ノ一、五三〇、五四〇、一二四ノ一四、一二四ノ一、	六、一二四ノ一七、一二四次第一三、五三一、一二四次第一一、
一二六、字屋敷二九、二二一ノ二、二三〇〇、二三一ノ一、二三	二内第一、二三二、二三三、二三三内第一、二三四、二三五、二
二六ノ一、二二六ノ三、二二六ノ一、二三七、二三八、二三九、	二三九内第一、二三〇、二三一、二三二、二三三ノ一、二三三ノ
二、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、	二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二
二四、二四九、二五〇、二五〇内第一、二五一、二五一次一、二	四八、二四九、二五〇、二五〇内第一、二五一、二五一次一、二
五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五	九、二六〇、二六一、二六二ノ一、二六二ノ二、二六三、四四五、
二七〇次一、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、	四四六ノ二、二六、二六五、二六八、二六六、二六九、二七〇、
二七七、二七八、二八〇、二七九、二八一及び二八一第一並びに	これと一体をなす道路敷及び水路敷

鳥取県告示第七百六十三号
次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廢止があつたので告示する。

昭和五十年九月一日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

昭和 季年九月一日	日野郡江府町大字武庫 四五〇番地	神奈川農業協同組合長
廢止年月日	大字江尾 二〇六一一番地	江尾農業協同組合長
所	西伯郡赤崎町高岡四七〇番地	以西農業協同組合長
"	出上	成美農業協同組合長
"	篠津五〇の一一番地	安田農業協同組合長
"	関金町大字関金宿 二六三番地	矢送農業協同組合長
"	大字大鳥居 二一〇番地	山守農業協同組合長
"	大字今西 一〇一九番地	南谷農業協同組合長
"	西伯郡西丸町上中谷 八二四の二番地	上長田農業協同組合長
"	大字法勝寺 四二一一番地	法勝寺農業協同組合長
"	大字中二二〇番地	東長田農業協同組合長
"	大字原四七七番地	大國農業協同組合長
"	大字福成 二二九六番地	天津農業協同組合長
"	東伯郡羽合町宇野一五六八番地	宇野農業協同組合長
"	橋津三六四番地	橋津農業協同組合長
"	鳥取市吉成五一〇番地	美保農業協同組合長
"	八坂五七番地	倉田農業協同組合長
"	朝月二七番地	美穂農業協同組合長
"	吉岡温泉町六三〇番地	吉岡農業協同組合長

昭和五十年九月二日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

鳥取県告示第七百六十四号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売のさばき人を次のとおり指定したので同条例同条第四項の規定により告示する。

指定年月日	指定番号	住 所	姓 名	壳りさばき場所
昭和五十一年九月一日	三七三	日野郡江府町大字江尾二〇六一番地	江府町農業協同組合組合長理事 田中正明	日野郡江府町大字江尾二〇六一番地
	三七四	東伯郡赤穂町赤崎一九九七の一一番地	赤穂町農業協同組合組合長理事 森山忠久	東伯郡赤穂町赤崎一九九七の一一番地
	三七五	鳥居一一〇番地	組合長 新田忠則	鳥居一一〇番地
	三七六	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一一番地一	組合長理事 井上毅	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一一番地一
	三七七	西伯郡羽合町大字久留二六番地の一	組合長理事 本多不二雄	西伯郡羽合町大字久留二六番地の一
		羽合町農業協同組合	羽合町農業協同組合組合長理事 本多不二雄	羽合町農業協同組合組合長理事 本多不二雄
		本所	本所	本所
		勝寺三三一一番地一	勝寺三三一一番地一	勝寺三三一一番地一
		谷八二四番地二	谷八二四番地二	谷八二四番地二
		東長田支所	東長田支所	東長田支所
		二二〇番地	二二〇番地	二二〇番地
		大國支所	大國支所	大國支所
		四七七番地	四七七番地	四七七番地
		大字福	大字原	大字原
		天津支所	天津支所	天津支所
		成二三九六番地	成二三九六番地	成二三九六番地
		大字福	大字原	大字原
		本所	本所	本所
		東伯郡羽合町大字久留二六の一一番地	東伯郡羽合町大字久留二六の一一番地	東伯郡羽合町大字久留二六の一一番地
		淺津一八三番地	淺津一八三番地	淺津一八三番地
		大字下	大字下	大字下
		橋津支所	橋津支所	橋津支所
		津三六四番地	津三六四番地	津三六四番地
		大字橋	大字橋	大字橋
		宇野支所	宇野支所	宇野支所
		大字宇	大字宇	大字宇

公 告

昭和50年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和50年9月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

岩谷 忠重	川口昌一郎	中田 和俊	徳持 錄雄	井関 泰
中山 政雄	浅田 俊介	千谷 和人	玉川 栄一	井上 敏儀
豊岡千久巳	斎尾 好伸	渡辺 政幸	花谷 永治	野口 昭男
斎木 誠	花岡 昭治	足立 和子	谷口 治江	乗本 裕之
新 美徳				